

通所介護
契約書

社会福祉法人 三交会

青葉台 さくら苑

電話 03(3791)3503(代)

高齢者在宅サービスセンター

直通電話 03(3791)3523

令和 7年 6月 改訂

通所介護契約書

_____様（以下、「利用者」といいます）と、
社会福祉法人 三交会（以下、「事業者」といいます）は、
事業者が「利用者」に対して青葉台さくら苑高齢者在宅サービスセンターで行う
通所介護について、
次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通所介護を提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

1. この契約の契約期間は令和 年 月 日からの利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。
2. 契約満了の2日前までに利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（通所介護計画）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「通所介護計画」を作成し、「通所介護計画」に基づき、「具体的援助計画」を作成します。その中で具体的な利用日及び利用時間やその内容をお示しし、利用者及び御家族に説明します。

第4条（通所介護の提供場所・内容）

1. 通所介護の提供場所は青葉台さくら苑高齢者在宅サービスセンターです。所在地および設備の概要は【契約書別紙】のとおりです。
2. 事業者は、第3条に定めた通所介護計画・具体的援助計画に沿って通所介護を提供します。
3. 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は可能な限り利用者の希望に添うように努めます。

第5条（サービス提供の記録）

1. 事業者は通所介護の実施ごとに、サービスの内容等を「サービス提供票」に記入します。利用者にご確認頂いた「サービス提供票」は事業者に返却して頂き、その控えを利用者に交付します。
2. 事業者は「サービス提供票」を契約終了後2年間保管します。
3. 利用者は事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第二項の「サービス提供票」を閲覧できます。
4. 利用者は当該利用者に関する第2項のサービス提供記録の複写物の交付の実費を負担することにより、受けることができます。

第6条（料金）

1. 利用者はサービス対価として【契約書別紙】の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
2. 事業者は当月の料金の合計額の請求書明細を付して、翌月20日前後に利用者に送付します。
3. 当月料金の合計額は、翌月27日に利用者口座自動引落としにてお支払いいただきます。

第7条（サービスの中止）

1. 利用者は事業者に対して、サービスの提供日の当日の午前9時までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
2. 利用者がサービス提供日の当日の午前9時までに通知することなくサービスを中止した場合は、事業者は、利用者に対して料金の全部または一部を請求することができます。この場合の料金は第6条の他の料金の支払いと合わせて請求します。
3. 事業者は利用者の体調不良時の理由により、通所介護の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。

第8条（料金の変更・滞納）

1. 事業者は利用者に対して、1カ月前までに文書で通知することにより利用料および食費等の単価の変更(増額または減額)を申し入れることができます。
2. 利用者は料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
3. 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき料金を1カ月以上滞納した場

合において、事業者が滞納額を支払うように催告したにもかかわらず、全額の支払いがないときは、支払いがあるまで通所介護サービスの一部または全部の提供を一時停止することができます。

第9条

1. 利用者は事業者に対して、契約終了希望日の2日前までに文書での通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が2日以内の通知でもこの契約を解約することができます。
2. 事業者はやむを得ない事情がある場合は、利用者に対して、契約終了日の1カ月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
3. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合。
 - ③ 事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
4. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者が、正当な理由なく事業者に支払うべき料金を1カ月以上滞納した場合において、事業者が滞納額を支払うように催告したにもかかわらず、全額の支払いがなく、そのため事業者が通所介護サービスの一部または全部の提供の一時停止を実施してもなお、全額の支払いがない場合。
 - ② 利用者が正当な理由もなくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により、1カ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合。
 - ③ 利用者またはそのご家族が事業者やサービス従事者または他の利用者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、その他信頼関係を破壊する等、契約を継続しがたい重大な事由が生じ、改善の見込みがない場合。
5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合。
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)及び要支援1又は2と認定された場合。

③ 利用者が死亡した場合。

第10条（秘密保持）

1. 事業者および事業者に関わる者（従事者）は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびそのご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者は利用者及びご家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及びご家族の個人情報を用いません。

第11条（賠償責任）

事業者はサービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第12条（緊急時の対応）

事業者は現に通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに必要な措置を講じます。

第13条（連携）

1. 事業者は通所介護の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
2. 事業者は、この契約の写しを介護支援専門員に送付することができます。
3. 事業者は、この契約の内容が変更された場合またはこの契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを速やかに介護支援専門員に送付することができます。なお、第9条2項または4項に基づいて解約通知をする際は事前に介護支援専門員に連絡します。

第14条（相談・苦情対応）

事業者は利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、通所介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。【契約書別紙】

第15条（本契約に定めのない事項）

1. 利用者および事業者は信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令のほか諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議の上定めます。

【契約書別紙】

○管理者

氏名 田中 雅英 03 (3791) 3503 (代)
デイサービス直通03 (3791) 3523

○所在地及び施設 (第4条)

- ・ご利用日時 月曜日～金曜日(年末年始を除く)までの
午前9時～午後5時
- ・ご利用場所 東京都目黒区青葉台3-21-6
青葉台さくら苑高齢者在宅サービスセンター
- ・ご利用可能設備等 デイルーム1室・食堂
309.92平方メートル 浴室 相談室 静養室
- ・送迎車 普通車、軽車両タイプ3台
乗車定員(運転手・添乗員を除く)
ハイエースタイプ 6人 車椅子2台

○料金(第6条)

①併設型通所介護費

区分	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満
要介護1	¥4,033	¥4,229	¥6,213	¥6,365	¥7,172
要介護2	¥4,610	¥4,839	¥7,335	¥7,510	¥8,469
要介護3	¥5,221	¥5,471	¥8,469	¥8,676	¥9,810
要介護4	¥5,809	¥6,104	¥9,592	¥9,820	¥11,150
要介護5	¥6,409	¥6,725	¥10,725	¥10,987	¥12,513

*お支払いは1カ月単位となる為、端数処理の関係で実際の支払い金額とは若干
上記金額とは異なります。

② 入浴料金 入浴介助加算Ⅱ 1回当りの利用料金 599円

介護保険適用時の自己負担金額は

59円(1割)・119円(2割)・179円(3割)です。

入浴介助加算Ⅰ 1回当たりの利用料金436円

介護保険適用時の自己負担金額は

43円(1割)・87円(2割)・149円(3割)です。

口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)

6か月に1回を限度、利用料金 54円

介護保険適用時自己負担金は5円(1割)・10円(2割)・16円(3割)です。

⑩ 科学的介護推進体制加算 1月当たりの利用料金 436円

介護保険適用時自己負担金は

43円(1割)・87円(2割)・130円(3割)です。

⑪ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 1日当たりの利用料金 218円

21円(1割)・43円(2割)・65円(3割)です。

サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 1日当たりの利用料金 196円

19円(1割)・39円(2割)・58円(3割)です。

サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 1日当たりの利用料金 65円

6円(1割)・13円(2割)・19円(3割)です。

⑫ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)

全ての単位数の92/1000加算です。

⑬ 食費 1日あたり 600円(全額自己負担)

⑭ おやつ代 1日あたり 200円(全額自己負担)

⑮ おむつ代 おむつ使用の方はご自宅でお使いの物をお持ちください。
施設側のおむつを提供した場合は、下記料金(実費)を申し受けます。

尚、おむつ交換時に使い捨ての手袋を使用する必要がある方は合わせてお持ちください。

おむつ 150円/枚 尿取りパット 50円/枚

リハビリパンツ 250/枚

⑯ 衛生材料費 経管栄養に関する器具 チューブ 消毒薬など・褥瘡の手入れに使用する軟膏 薬品 ビニール手袋・けがの箇所に継続して取り替えが必要な傷判など、個人的に使用するものについてはご持参ください。

施設側のものを提供した場合は、別途(実費)を申し受けます。

- ⑰ 複写料 サービス提供記録の複写をお求めの場合は、複写にかかる実費相当額1枚につき10円をお支払いいただきます。

※介護保険適用の場合でも、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦1日あたりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供証明書を後日目黒区の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

※上記の金額のうち外部に支払う金額については消費税が加算されます。

○キャンセル料（第7条）

利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

当日連絡の場合：食事代800円

○サービスの中止（健康上の理由による中止）

- ① かぜ、病気等の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
- ② 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ③ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに必要な措置を講じます。

※サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができる場合もあります。担当の介護支援専門員を通してご相談ください。

○相談、要望、苦情等の窓口（第14条）

通所介護に関する相談、要望、苦情等は管理者か下記窓口までお申し出ください。

☆ サービス相談窓口

電話番号：03-3791-3503(代) デイサービス直通電話：03-3791-3523

担当者：松岡 由佳(生活相談員)

(受付時間 月～金曜日 午前9時～午後5時)

☆ 第三者委員

弁護士 荒木 哲郎

赤坂山王総合法律事務所 03 (3591) 6078

東山自治会長 猪田 和男

(法人代表番号) 03 (3791) 3503

